

豊川市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 寄附受納（第4条—第10条）
- 第3章 広告掲載（第11条—第18条）
- 第4章 雑則（第19条—第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、豊川市図書館（豊川市図書館条例第2条により設置される図書館及び分館。以下「図書館」という。）の開架に排架される雑誌を、民間企業等からの寄附により取得することで雑誌コーナーの充実を図るため、豊川市図書館雑誌スポンサー制度（以下「本制度」という。）の実施に関し、豊川市寄附条例及び同施行規則に基づき、雑誌の寄附受納の方法その他必要な事項を定める。

（制度の対象）

第2条 本制度により寄附が可能な雑誌は、別表1の雑誌リストに掲げる雑誌とする。ただし、雑誌の寄附を行う者（以下「スポンサー」という。）が別表1に掲載のない雑誌についての寄附を希望する場合であって、当該雑誌が図書館に排架されるべきものであると豊川市中央図書館の館長（以下「館長」という。）が認める場合にあっては、本制度により当該雑誌の寄附を受けることができる。

2 本制度の対象となるのは、当該寄附が3か月以上に渡り継続して行われる場合とする。

3 雑誌の排架においては、発刊後、速やかに装備や図書館システムへの登録などの必要な処置を行った上で図書館利用者の閲覧に供する必要があるため、原則として雑誌の現物による寄附は、本制度の対象としない。ただし、当該雑誌の発行者、流通業者、販売代理店等の発刊後遅滞なく確実に納品が可能な者からの現物による寄附で、館長が適当と認める場合には、本制度の対象とすることができる。

（寄附に対する特典）

第3条 スポンサーが、企業その他の法人又は事業主その他の個人で、豊川市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第3条各号に該当しないものである場合には、寄附に対する特典として、本実施要領第3章の規定に基づき、スポンサーの希望する期間、スポンサーにより寄附された雑誌に広告を掲載することができる。

第2章 寄附受納

（申込み手続等）

第4条 スポンサーとなろうとする者は、豊川市図書館雑誌スポンサー制度（寄附兼広告掲載）申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）にスポンサーとなろうとする期間（以下「スポンサー期間」という。）、寄附の対象となる雑誌（以下

「対象雑誌」という。) 、排架を希望する図書館又は分館名その他の必要事項を記入し、館長に提出するものとする。

- 2 前項の申込書の提出があったときは、豊川市寄附条例施行規則第2条ただし書に基づき、同条に定める豊川市寄附申込書の提出を省略することができる。
- 3 既にスポンサーの決定した雑誌については、第1項の申込みの対象外とする。
- 4 スポンサー決定前の同一の雑誌に対し、複数の申込みがあったときは、抽選による。
- 5 館長は、前項の抽選を行うときは、抽選の対象となる申込者に対し事前にその旨を連絡するものとする。
- 6 前項の連絡を受けた申込者は、抽選の実施前に、館長に希望する雑誌の変更を申し出ることができる。
- 7 前項の変更の結果、申込み雑誌の重複状態が解消されたときは、抽選は行わない。

(スポンサーの決定)

第5条 館長は、前条第1項により提出された申込書の内容と合わせ、広告掲載の希望がある場合には本実施要領第2章の規定に基づきその掲載の可否を判断し、豊川市図書館雑誌スポンサー可否決定通知書(様式第2号。以下「可否通知書」という。)によりスポンサーとなることの可否を申込者に通知するものとする。

- 2 前項の可否通知書には、必要に応じ、前条第4項の抽選の結果、申込みを否とした場合の理由その他必要事項を併せて記載するものとする。

(寄附受納の方法等)

第6条 スポンサーは、第2条第3項のただし書きの現物による寄附を除き、スポンサー期間分の対象雑誌の代金及び対象雑誌の装備に必要な費用に応じて館長が提示した金額を、次のいずれかの方法で寄附するものとする。

- (1) 市の指定金融機関からの送金
- (2) ゆうちょ銀行若しくは郵便局からの送金
- (3) 現金書留等による送金(手数料等は寄附者の負担とする。)
- (4) 館長が提示した金額を超える額分の全国共通図書カード(以下「図書カード」という。)の寄贈

- 2 前項の寄附が送金によってなされるときは、豊川市寄附条例第5条第2項の規定に基づき、寄附金を基金に積み立てることなく一般会計歳入予算の寄附金に計上し、雑誌購入に要する費用に充てるものとする。ただし、スポンサーが第3条及び第3章の規定に基づく広告掲載を希望する場合は、一般会計歳入予算の広告料収入に計上するものとする。

- 3 第1項の寄附が図書カードによってなされたときは、豊川市物品管理規則に基づき、物品の寄附受納として取得及び管理するものとし、取得した図書カードは、雑誌を購入する書店等と協議の上、遅滞なく図書(対象以外の雑誌を含む。)の購入費用として使用するものとする。

- 4 スポンサー期間中の対象雑誌の各号の購入は、図書館が行い、当該各号の支出負担行為日の属する年度の豊川市一般会計歳出予算（図書等購入費）により購入する。
- 5 第1項各号の送金又は寄贈を受けたときは、これをもって対象雑誌の寄附とみなし、館長は、豊川市図書館雑誌スポンサー認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）をスポンサーに交付する。

（対象雑誌の価格の変更、休刊又は廃刊等があった場合の措置）

第7条 スポンサー期間中に対象雑誌の価格変動があった場合であっても、金銭等による精算は行わない。この場合において、スポンサーが広告の掲載を希望している場合には、次に掲げる区分により対応するものとする。

- (1) 雑誌価格が減額された場合 館長とスポンサーとの協議により、減額により生じた差額分の価値を勘案し、スポンサー期間の延長、広告掲載場所の追加その他の措置を行う。
- (2) 雑誌価格が増額された場合 差額分は市が負担する。

- 2 対象雑誌が休刊又は廃刊したときは、館長、スポンサー、納入業者の三者により協議し、別の雑誌の寄附に切り替えることができる。この場合において、従前の雑誌価格と新たな雑誌価格との差額が生じるときは、前項の例による。

（スポンサー期間の延長）

第8条 スポンサーは、スポンサー期間が満了する1か月前までに、スポンサー期間満了後に開始する新たな3か月以上の期間について、第6条第1項各号の送金又は寄贈を行うことで、第4条による新たな申込みを行うことなく、スポンサー期間を延長することができる。

- 2 館長は、前項の延長があったときは、第6条第5項に準じて、新たなスポンサー期間に対応する認定証をスポンサーに交付する。

（期間満了時等における認定証の返還）

第9条 スポンサーは、スポンサー期間が満了した認定証については、館長が指定する期日までに図書館に返還しなければならない。

- 2 スポンサーは、スポンサー期間内において広告の掲載を希望する予定がなく、第8条第1項によるスポンサー期間の延長を行う予定もない場合には、スポンサー期間の満了以前であっても認定証を図書館に返還することができる。

（排架位置）

第10条 スポンサーは、館長が指定する排架候補位置の中から、対象雑誌の排架位置を選ぶことができる。

- 2 スポンサーが、排架位置を選ばなかった時は、館長が排架位置を決定する。

第3章 広告掲載

（広告の掲載）

第11条 スポンサーは、希望する場合、寄附に対する特典として、対象雑誌の最新号のカバー及び当該最新号を排架する雑誌架の所定の位置に、別表2の様式により広告及びスポンサー名（以下「広告等」という。）を掲載することができる。

(広告を掲載可能なスポンサー)

第 12 条 広告等の掲載を希望することができるスポンサーは、企業その他の法人又は事業主その他の個人で、掲載基準第 3 条第 2 項各号に該当しない者に限る。

(広告内容の基準等)

第 13 条 掲載可能な広告内容は、豊川市広告掲載要綱第 6 条各号並びに掲載基準第 3 条第 1 項各号及び第 4 条各号に該当しないもので、かつ、掲載基準第 6 条各号に掲げる留意点に配慮したものでなければならない。

2 スポンサーは、掲示しようとする広告等の内容及びデザインにつき、この要領の規定に抵触していないかどうか及びスポンサー制度の趣旨にそぐわないものでないか、事前に館長の確認を受けるものとする。

3 館長は、前項の確認又は第三者からの指摘により、掲載内容が不適であると判断したときは、スポンサーに対し広告等の内容及びデザインの変更を求めることができる。

(広告等の作成等)

第 14 条 スポンサーは、前条の確認を受けた掲載用の広告等を、原則、スポンサーの費用と負担により作成するものとする。

2 スポンサーは、前項により作成した広告等を、掲載を希望する対象雑誌の最新号の排架日前日（休館日の場合はその前日）までに図書館に提出するものとする。

3 スポンサーは、作成した広告等を図書館に提出する場合には、広告掲載の権利者であることを証明するため、館長に第 6 条第 5 項の認定証を提示するものとする。

(広告等の変更)

第 15 条 広告等が掲載されたスポンサー（以下「広告掲載者」という。）は、豊川市図書館雑誌スポンサー広告等変更依頼書（様式第 4 号。以下「変更依頼書」という。）を館長に提出することにより、掲載する広告等の変更依頼を申し出ることができる。

2 前項の変更依頼書は、変更を希望する日の 5 日前までに、第 13 条及び第 14 条の規定に従い作成した変更後の広告等を添えて提出するものとする。

3 本条による広告等の変更があった日から起算して 25 日間は、館長がやむを得ないと認める理由があるときを除き、新たな変更依頼書の提出はできない。

(広告掲載者の責務等)

第 16 条 スポンサーは、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者としての地位及び権利は、第三者に譲渡できない。ただし、館長がやむをえないと認める事情があるときは、この限りでない。

(広告等掲載の中止又は休止)

第 17 条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサー期間中であっても広告等の掲載を中止する。

(1) 広告掲載者が、第 12 条に規定する要件を満たさなくなったとき

(2) 広告掲載者が、第 13 条第 3 項に基づき館長が求める変更に応じなかったとき

(3) その他、広告掲載者が公共図書館での広告掲載を継続するにふさわしくない行為

を行ったとき

2 広告掲載者は、スポンサー期間中であっても、豊川市図書館雑誌スポンサー広告掲載中止又は休止依頼書（様式第5号）を提出し、広告等の掲載の中止又は休止を任意に求めることができる。ただし、1日置きに掲載その他図書館業務に支障があると認める内容の場合、館長は当該中止又は休止に条件を付け、依頼内容の変更を求め、又は拒むことができるものとする。

（広告掲載期間の振替）

第18条 災害その他の事由により図書館が臨時休館等となる等、広告掲載者の責めに寄らず広告等の掲載が出来なくなった場合には、スポンサー期間の満了後であっても、当該事由が解消し、再び広告等の掲載が可能となった後に、当該掲載が出来なくなった期間に相当する期間、当該広告等を掲載するものとする。

第4章 雑則

（スポンサーの募集）

第19条 スポンサーの募集情報は、市の広報及び図書館のホームページに掲載する。

（スポンサーへの助言）

第20条 館長は、スポンサーが寄附しようとする雑誌の選定及び排架場所の選定を行うための参考となるよう、スポンサーの求めに応じ、雑誌の貸出状況その他について、情報提供その他の助言を行うよう努めるものとする。

（委任）

第21条 この要領に定めるもののほか本制度の運用に必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。